

鳥取県中小企業団体中央会

会長 谷口 譲 二 殿

「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

我が国では、子育て世代の男性に長時間労働が多く、育児休業や年次有給休暇の取得率が低い現状があります。こうした長時間労働等の現状が、労働者の健康確保上の問題を招き、また、女性が働き続けることや人手不足分野における新たな雇用の障害になっていることが懸念されます。

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂 2014－未来への挑戦－」におきましても、「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるなど、長時間労働の抑制等働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊かつ重要な課題であるとともに、平成 26 年 11 月 28 日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられています。

これを具体化する上で、長時間労働の抑制等をはじめとする働き方改革についても、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の支援による「ひとの創生」や、地域における雇用の質を重視した「しごとの創生」にも資するものとして取り組む必要があるものです。

そこで、鳥取労働局においては、働き方改革の実現に向けた取組を強化するため、1月15日に私（鳥取労働局長）を本部長として「鳥取労働局 働き方改革推進本部」を設置したところです。

働き方改革推進本部においては、所定外労働時間の削減、休暇の取得促進をはじめ、人手不足分野等における雇用環境の改善、女性の活躍推進といった「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化に取り組むこととしています。

具体的には、私をはじめとした鳥取労働局幹部が県内企業を訪問し、働き方改革に向けた取組を要請するとともに、各企業における好事例を収集し、厚生労働省のポータルサイトを通じて県内の取組を全国に発信することによって、地域における働き方改革の気運の醸成を図ることとしています。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を見直し、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、各々の企業の実情に応じた取組を推進していただくことについて、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けた御協力を賜りたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 1 月 21 日

鳥取労働局長 河野 純 伴

